

青森県教育委員会第718回定例会会議録

期 日 平成20年11月12日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 報告第1号 保有個人情報の開示決定等に係る異議申立てに対する決定について
- 議案第1号 青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正について
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

平成20年11月12日(水)

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時05分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、福島哲男、島 康子、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職
橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、島委員
- ・書記
相坂 譲、白戸克幸

会 議

報告第 1 号 保有個人情報の開示決定等に係る異議申立てに対する決定について
(非公開の会議につき記録別途)

議案第 1 号 青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正について
(事務局説明 尾崎参事・職員福利課長)

この度の改正は、公益法人制度改革により「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等が制定され、平成 20 年 12 月 1 日から施行されることに伴うものである。

現在ある公益法人は、新たな制度の施行後は、自動的に「特例民法法人」となる。この特例民法法人は 5 年間の移行期間の間に新たな制度において公益法人として認定を受けるか又は一般法人として認可を受けるか又は解散するいずれかを決定しなければならないが、この移行期間が終了するまでは県教育委員会が引き続き監督業務を担うこととなる。

また、現行の主務官庁による公益法人の設立許可制度が改められ、新制度の施行後は、県教育委員会による公益法人の設立許可事務が廃止されることになる。

以上のことから、規則の題名を「青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則」に改めるとともに、公益法人の設立に関して定めている条項を削除するなどの改正を行うものである。

具体的な改正内容について、まず、題名を「青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則」に改めることにしている。この理由は、先ほど説明したとおり、新制度施行後は現在ある公益法人は自動的に特例民間法人となり、5 年間の移行期間が終了するまでは、県教育委員会が監督業務のみを行うこととなるためである。

次に、公益法人の設立について定めている第 2 条を削除することとしている。これは、現行の主務官庁による公益法人の設立許可制度が改められ、新制度施行後は県教育委員会による公益法人の設立許可制度が廃止されることによるものである。また、公益法人という文言を特例民法法人に改め、定款又は寄附行為とされている文言については、定款に統一させることにより、寄附行為という文言を削除するなど所要の整備を行うものである。

なお、この規則案は、平成 20 年 12 月 1 日からの施行である。

(鈴木委員長職務代行者)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(島委員)

現在、県教育委員会が所管している公益法人は何団体位あって、どのような事業を行っているか。

(尾崎職員福利課長)

現在、県教育委員会で所管している公益法人は、社団法人で18法人、財団法人で88法人合わせて106法人である。主なものとしては、県立学校の後援会に係るものが41法人、それからスポーツ関係が15法人である。事業の内容については、学校の後援会関係としては、生徒に奨学金を給付するなどの育成事業とか、生徒会館などの整備を行っている。また、スポーツ関係としては、体育施設の管理や各種スポーツの普及に関する事業などを行っている。

(島委員)

この制度改正について、現行の公益法人に対しての周知、こういう形に変わるということを知っているのか。

(尾崎職員福利課長)

県教育委員会としても新制度に円滑に移行することが非常に重要だと考えており、平成18年度19年度それぞれ1回、今年度は2回説明会を開催したところである。直近では10月27日に開催した。欠席した法人には、会議資料等を直接法人に送るとか、ホームページに掲載しているので、そちらを案内するなど、法人の移行に向けた準備がスムーズにできるような支援を行っている。今後5年間の中で実施していく訳だが、引き続き支援を行って参りたい。

(福島委員)

制度が変わる前までは収益が出た分はそれぞれが蓄えてきて、今回の改正によって収益が出たら税金がかかってくるということか。

(尾崎職員福利課長)

特例民法法人に移行する訳だが、公益認定されるか、されなくて一般法人になるか、又は解散するということになり、公益認定されるという形になれば引き続き現在の税制度が維持されるということになる訳だが、一般法人になれば多少その辺の税制度について厳しくなるという方向性が示されている。

(鈴木委員長職務代行者)

ほかに何かないか。なければ、議案第1号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全議員)

異議なし。

(鈴木委員長職務代行者)

議案第1号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 白石教職員課長)

10月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。10月中に懲戒処分を行った事案は6件で、いずれも最高速度を超える速度で自動車を運転し、警察に検挙されたもので、それぞれ戒告の懲戒処分としたところである。

服務規律の確保については、これまでも機会ある毎に行ってきたところであるが、本日午後に行われる市町村教育委員会委員長・教育長合同会議においても、再度、周知徹底を図って参りたい。

(鈴木委員長職務代行者)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

今回6件のうち、半分は日中の時間帯だが、仕事中の移動だったのか。

(白石教職員課長)

家庭訪問中のものもあるし、出張中のものもある。休暇をとってというケースもある。内訳は、家庭訪問1件、出張1件、その他が年次休暇ということで休暇を取得しているものである。

(鈴木委員長職務代行者)

スケジュールが特に過密だったということはないか。

(白石教職員課長)

授業終了後会場へ向かう途中で気が急いでという理由を挙げている方もいるが、基本的には交通法規は遵守するというのを念頭におきながらやってもらっている。忙しいのは、確かに忙しいとは思いますが、基本は法令を守ってもらうというのが原則である。

(鈴木委員長職務代行者)

ほかになにかないか。なければ、ただ今の件については、了解した。